

発達障がい者就労支援のあり方



島根県観光キャラクター しまねっこ 島觀連許諾第2590号

平成29年3月

島根県発達障がい者支援体制整備検討委員会

はじめに

島根県は、平成 18 年 4 月に発達障がいに関する専門相談支援機関として発達障害者支援センターを県内 2 か所に設置し、平成 22 年度には「発達障がい者支援のあり方」を策定し、市町村を中心とした切れ目のない地域支援体制の整備を進めてきました。

平成 28 年 6 月には発達障害者支援法が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援を実施すること、家族支援などよりきめ細かな支援など、発達障がい者の支援のより一層の充実が求められています。

このような状況で、発達障がいのある人の中には幼児期や学齢期には障がいが顕著ではなく、大人になってから仕事の失敗や人間関係における不適応などの生きづらさが顕在化することによって、相談機関や医療機関を初めて訪れるといった事例が見られます。

また、成人期にはより高度な社会性やコミュニケーション力が求められることから、教育・労働・福祉等の関係機関からは、成人期の発達障がい者、あるいは発達障がいがあると推測される人の相談が占める割合が増加しているとの声が聞かれます。

これまで、発達障害者支援センター等の専門機関では、一人ひとり異なる発達障がいの特性に寄り添いながら、就労支援について多くの経験やノウハウを蓄積してきました。

この「発達障がい者就労支援のあり方」では、それら支援の経験等を踏まえ、発達障がい者の就労支援に携わる関係者に向けて、発達障がいのある人への就労支援の基本的なステップを不適応期から就労期までの 5 段階で示し、各ステップについて現状と課題、取り組みの方向性を示しました。

また、作成にあたっては、発達障がいの明確な診断を受けていない人や障がい者手帳を所持していない人など、発達障がいの特性がありながらも必要とする支援が届きにくいと考えられる人を、支援対象者の中心に想定しました。実際の支援にあたっては、個々の状況は異なることから必ずしも示したステップのとおりに支援すべきものではありませんが、できるだけ早期から支援につなげ、就労後の定着支援まで関係機関が共通の見通しを持ち、連携を図りながら発達障がいの特性に沿った支援が行われる体制が整備されることを目指しています。

平成 29 年 3 月

島根県発達障がい者支援体制整備検討委員会

発達障がい者就労支援のあり方

はじめに

1 発達障がい者の就労を支援するうえで知っておきたいこと

(1) 国及び法律の状況	1
(2) 発達障がいの定義	1
(3) 発達障がいの特性	3
(4) 発達障がいと併存障がい、二次障がい	7
(5) 就労支援を求めている発達障がい者	7
(6) 発達障がい者と知的障がい者・身体障がい者の違い	9

2 発達障がい者の就労支援の進め方

(1) 現状	11
(2) 今後の方向性	11
(3) 発達障がい者の就労への基本的なステップ	13
(4) 不適応期	15
(5) インテーク期	17
(6) 移行前期	20
(7) 移行期	22
(8) 就労期	25
(9) 発達障がい者の就労を支援する連携のイメージ	28
(10) 各ステップにおいて連携が想定される関係機関一覧	29

島根県における就労支援の取組及び状況

(1) 発達障害者支援法以降の島根県における取組	33
(2) 発達障害者支援センターにおける相談支援・就労支援の状況.....	34
(3) 成人期を対象にした事業（発達障害者支援センター）	39
(4) 成人期を対象にした事業（島根県）	42
(5) 障害者就業・生活支援センターの状況	44
(6) 日中活動サービス事業所等の状況	47
(7) 島根県教育委員会の取組	49
(8) 島根県の障がい者雇用の状況.....	50

参考資料

I 世論調査（平成 26 年度母子保健に関する世論調査：内閣府）	52
II 改正障害者雇用促進法合理的配慮指針（平成 27 年厚生労働省告示第 117 号）	56
III 合理的配慮指針事例集【第三版】（抜粋）	70
IV 改正発達障害者支援法【概要】（平成 28 年 6 月 3 日公布）	94
V 関係機関	96